

令和7年度 第2回

# 恵庭市国民健康保険運営協議会

## 議 事 録

令和7年12月8日（月）16時30分開会  
恵庭市民会館 中会議室

## 令和7年度 第2回 恵庭市国民健康保険運営協議会

### 1. 日時

令和7年12月8日（月）16時30分～17時00分

### 2. 会場

恵庭市民会館 中会議室（恵庭市新町10番地）

### 3. 出席者

#### 【運営協議会委員】（9名出席）

##### （1）公益代表

松島 緑（会長）、前田 孝雄（会長代行）、早坂 政芳

##### （2）被保険者代表

城生 康裕、寺田 節子、熊倉 祐一郎

##### （3）保険医又は薬剤師代表

江川 禎浩、島田 直樹

##### （4）被用者保険等保険者代表

上杉 朗

#### 【事務局（恵庭市）】

保健福祉部長、保健福祉部次長、国保医療課長、国保管理担当主査、国保給付担当主査

### 4. 議事録署名委員

寺田 節子（被保険者代表）、江川 禎浩（保険医又は薬剤師代表）

### 5. 審議事項

議案第1号 令和8年度恵庭市国民健康保険税率について

報告第1号 国保税 ピピットリンク及びSMS 催告について

### 6. その他

#### 報告説明

① 令和7年度国民健康保険税の予算執行状況について

② 特定健康診査受診率向上対策事業（クオカード）

## 1. 開 会

### ○保健福祉部次長

定刻となりましたので、ただいまより令和7年度 第2回 恵庭市国民健康保険運営協議会を開催いたします。

私は本日司会を務めます保健福祉部次長の池田でございます。よろしくお願いいたします。

### ○保健福祉部次長

本運営協議会は、恵庭市情報公開条例第23条による附属機関等の会議の公開の規定により、公開とさせていただきますので、ご了承をお願いいたします。

また、本運営協議会の成立要件は、恵庭市国民健康保険運営協議会規則第6条により、委員定数の半数以上の出席にて成立することとなっております。

本日の出席者は9名で、半数以上の出席をいただいておりますので、本運営協議会の成立をご報告いたします。

## 2. 委嘱状の交付

### ○保健福祉部次長

続きまして、次第2により、委嘱状の交付を行います。

このたび、被用者保険等保険者代表であり、健康保険組合連合会の推薦を受けていました佐藤浩之様が所属部署の異動により令和7年11月9日をもちまして委員を退任されました。代わって同連合会の推薦を受けました上杉 朗（あきら）様に対して保健福祉部長より委嘱状を交付致します。

伊東部長、よろしくお願いいたします。

※部長が上杉委員の席まで進み委嘱状を交付する。

### ○保健福祉部部長

委嘱状、上杉晃様。恵庭市国民健康保険運営協議会により委嘱します。令和7年12月4日よろしくお願いいたします。

## 3. 会長挨拶

### ○松島会長

恵庭市国民健康保険運営協議会の開催にあたり、一言ご挨拶申し上げます。委員の皆さまには大変お忙しいところご出席いただきまして、誠にありがとうございます。

本日は協議事項として令和8年度の恵庭市国民健康保険税について協議することとなっております。後ほど事務局より説明がございますので、皆様の協議をお願いするとともに円滑な議事運営にご協力をお願い致します。甚だ簡単ではございますが、開会にあたっての挨拶とさせていただきます。どうぞよろしくお願いいたします。

○保健福祉部次長

ありがとうございました。

それでは、これ以降の議事の進行は運営協議会規則第5条により、議長は会長が行うこととなっております。

松島会長、よろしくお願い致します。

#### 4. 議事録署名委員の選任

○松島会長

それでは、次第4により、議事録署名委員の選任に入ります。恵庭市国民健康保険運営協議会規則第11条の規定により、議事録署名委員を2名以上置くこととなっております。議事録署名委員は、私から2名の委員を指名させていただきたいと思いますが、ご異議ございませんか。

<異議なしの声>

異議が無いようですので、指名させていただきます。

議事録署名委員に寺田委員、江川委員を指名いたします。よろしくお願いいたします。

#### 5. 議案審議<議案第1号>

○松島会長

続きまして議案審議に入ります。はじめに、議案第1号 令和8年度恵庭市国民健康保険税率について事務局より説明をお願いします。

○国保医療課管理担当主査

私からは議案第1号 令和8年度恵庭市国民健康保険税率についてご説明します。資料につきましては議案第一号と右上に書いてあるものとなります。

はじめに、1 令和8年度 国保事業費 納付金の試算結果についてですが、11月14日に北海道から令和8年度に北海道へ納付する納付金の額について、仮係数ベースでの通知がありました。

(1) 国保事業費納付金の試算結果についてですが、表のとおり北海道の算定により納付金の合計額は約15億5,147万円となりました。令和7年度と比較すると子ども支援分の追加があるものの、全体では約5,304万円の減となっております。

次に(2) 標準保険税率の試算結果についてですが、仮係数段階における試算税率と現行税率との差はご覧のとおりです。なお、一番下の段、子ども支援分は令和8年度から追加される分であり、令和12年度からの全道での国保税率統一に先駆け、子ども支援分

の税率は令和8年度から道内で統一されることとなっております。

次に、2ページをご覧ください。2 令和8年度 国民健康保険税率についてですが、推計表をご覧ください。下から2段目ですが、子ども支援分は約2,798万円であり、先程1ページでお示しした税率で新たに被保険者に負担いただく試算となります。続いて下から3段目の小計ですが、従前の医療分、後期支援分、介護分の合算になります。現行税率との差が約マイナス639万円であり、不足する試算となっております。この不足分につきましては、今回新たに子ども支援分が加わることによる被保険者の負担増を勘案するとともに、従前、国保特会の黒字分を積み立ててきた国民健康保険支払準備基金の残高が、現在約3億円程度となっていることから、従前の医療分、後期支援分、介護分につきましては現行税率を据え置き、基金を取り崩すことにより対応することを想定しております。

次に、3 保険税課税限度額の改定案についてですが、令和7年3月31日に地方税法施行令が改正され医療分と後期支援分の法定限度額が引き上げられており、北海道から道内保険税率統一に向け法定準拠の指導をうけていることから、令和8年度において本市の限度額を引き上げる案となっています。改定案による影響などは、ご覧のとおりです。

最後に、全体を通しての補足事項ですが、本日の運営協議会での承認を得ました上で、明日の厚生消防常任委員会で報告することとなります。

また、年明け1月に北海道から確定係数による納付金等本算定の通知がございますので、その内容につきましてはあらためて次回の運営協議会の中でのご報告を予定しております。本件報告について必要な国保税条例の改正は、令和8年第1回定例会への議案提出を見込んでおります。

私からの説明は、以上です。

#### ○松島会長

ただいま事務局から説明のありました議案第1号について、質疑がございましたら発言をお願いします。

質疑がないようですので、議案第1号は承認いただくということでよろしいでしょうか。

#### <異議なしの声>

異議が無いようですので、議案第1号は承認されました。

続きまして、報告第1号国保税 ピピットリンク及びSMS催告について、事務局より説明をお願いします。

○国保医療課管理担当主査

始めにピピットリンクについてご説明します。ピピットリンクについては令和6年度から導入しておりますが、国保税の未納者に対する預金調査を電子化し調査に係る郵送コストを削減するとともに調査から回答までの期間を短縮し、迅速な差押えに結び付けるものです。令和7年度までは定額プランは預金調査のみが対象でしたが、令和8年度からは預金調査＋生命保険調査が定額プランの対象となり、生命保険が追加された分料金も値上がりしています。財産調査として預金が見つからない場合は他財産の調査が有効となることから、生命保険調査が電子化されることに対する効果も期待しているところです。

次に、SMS催告についてご説明します。SMS催告は令和8年度から導入する予定です。SMS（ショートメッセージ）を使用した催告は、文書で催告を送る際の作業時間や郵送費等のコストを削減し、即時送信による国保税の支払い漏れを防止することを目的としています。電話番号が分からない方もいるため全ての未納者をSMS催告の対象とできるわけではないですが、SMS催告を送付し反応があれば文書による催告を送付する必要がありません。費用対効果としましては、SMS催告が1通あたり12円であるため文書の郵送料110円と比較しても安価となっています。

なお、両事業とも令和8年度から実施予定であり、債権管理課より予算要求をしております。以上となります。

○松島会長

ただいま事務局から説明のありました報告第1号について、質疑がございましたら発言をお願いします。

○早坂委員

令和8年度から恵庭市でもピピットリンクの調査を基に課税を実施するというのでしょうか。

○根岸国保医療課課長

ピピットリンクは既に導入を開始しています。当初の導入時に定額プランの預金調査を国保事業から費用負担して迅速な滞納処理に当てるということは、以前の国保運営協議会にてご報告申し上げます。令和8年度からは定額プランに生命保険調査が新たに追加され、より一層徴収を強化できますが若干の費用の増額を伴うことから本日の国保運営協議会でご報告させていただきます。

○早坂委員

既に導入されており次年度から生命保険調査のデータも採用されるということで先程

説明がありましたが、いつからの導入を目指したいという話だったのでしょうか。

○根岸国保医療課課長

令和6年度からの導入ということになります。

○松島会長

他に質疑ある方いらっしゃいますでしょうか。

○前田会長代行

I C 化の流れで進めていくのは良いと思いますが、ピピットリンクは令和6年度から進めていて、SMS 催告は令和8年度から進めるということで良いですか。

○根岸国保医療課課長

委員のお話の通り SMS 催告は令和8年度からの導入を見込んでいるところです。

○前田会長代行

ピピットリンクは令和6年度から導入しているとのことですが今初めて聞くような話でした。SMS 催告については令和8年度の導入ということで、もう12月で残り3ヶ月しか無いのですが周知のための広報はどのような形で進めていくのでしょうか。市民に対してしっかり周知していただきたいと思います。

○根岸国保医療課課長

現在予算要求をしている段階になります。予算措置がなされた段階で国保医療課と徴収部門の債権管理課で協力しながら、より収納率の向上に結びつくような対応で周知をしていきたいと考えております

○前田会長代行

わかりました。収納率の向上ということで色々な施策を行って収納率を向上させますが、税を収納させるということは市民にとって精神的な負担がありますので、具体的な内容が決まった段階でしっかり周知していただきたいのでよろしく願います。以上です。

○松島会長

他に質疑ある方いらっしゃいますでしょうか。

○城生委員

SMS催告について、先ほどの説明の中では現在催告一通につき110円かかっているものが12円に変わるということで、現在の催告対象者が全員SMS催告に変わるわけではないと思いますが、だいたいどれぐらいの数を見込んでいますか。

○根岸国保医療課課長

債権管理課と国保医療課で協力しながら事業を進めているところですが、いま手元に資料がないため、議事録をお送りする際に回答したいと思います。

○城生委員

わかりました。

○松島会長

他に質疑ある方いらっしゃいますでしょうか。質疑がないようですので、報告事項については以上となります。

## 7. その他報告事項

○松島会長

それではその他について、事務局から何かございますか。

○国保医療課管理担当主査

この度、令和7年度の補正予算の要求を行いました。内容につきましては、2025年度の人事院勧告に基づき職員の給与改定の実施、令和8年4月から開始される子供子育て支援金の徴収に係るシステム等の整備に伴う補正予算を要求したものとなっております。報告は以上です。

○根岸国保医療課課長

補足ですが本日の資料の中にはこの件に関する資料はございません。補正予算については議会の最終日に議案を提出することになっており、例年の人事院勧告に基づく補正、またその他に必要な補正を随時議会に提出していることから、いま起こっていることとして国保運営協議会委員の皆さんにご報告申し上げたところでございます。以上です。

○松島会長

ただいまの説明について、委員の皆様から何かございますか。質疑がないようですので、その他報告事項については以上となります。

○国保医療課給付担当主査

私からは今年3月の運営協議会で説明させていただきました特定健診受診率向上対策事業のその後の状況について説明させていただきます。国保加入者の健診受診率向上を図るためのQ U Oカード付与事業が予算化され、『恵庭市国民健康保険 特定健康診査受診率向上対策事業』として今年度より3年間の試行事業として実施しております。特定健診は毎年度6月より実施しており、病院から市へ受診データが届くのが受診から2、3カ月後になることから、現在6～8月受診分の受診データに基づいて9月～11月にかけてQ U Oカードを発送しました。受診者数は574名であり、昨年同期の受診率数517名と比較しますと57件、率にして11%の増となっております。

なお、事業の効果検証のためにQ U Oカード発送時の同封文にてw e bアンケートの回答依頼を行っております。

また、未受診者への受診勧奨通知においても健診未受診者へ向けたアンケートを行っております。健診の受診機関は2月末日までとなっており、2月分の受診データが市に届くのが4月以降になることから、事業の効果検証、各アンケート集計については次年度になりますので、今後の運協で報告させていただきます。私からは以上となります。

○松島会長

ただいまの説明について、委員の皆様から、何かございますか。

○前田会長代行

受診率向上のために色々な施策をやっているとのことですが12月末時点で昨年よりも受診率は上がっているのでしょうか。

○国保医療課給付担当主査

昨年の同時期と比べた場合、件数にして57件増、率にして11%増になります。

○前田会長代行

昨年度は最終的に受診率何%でしたか。

○国保医療課給付担当主査

30.2%になります。

○前田会長代行

ありがとうございました。

○松島会長

他に質疑ある方いらっしゃいますでしょうか。質疑がないようですので、その他報告

事項については以上となります。最後に、全体を通して、委員の皆様から何かございますか。それでは、事務局から何かございますか。

#### ○保健福祉部長

先ほどご承認をいただきました議案第1号ですが、道から仮係数の通知が来るのが遅かったという事情があり、当日の資料配布になったことをご了承いただければと思います。数字がたくさん書いてあり、今この場でご理解いただくのは難しかったかと思います。担当からも説明はありましたが、大まかに補足させていただきます。

2ページ目の上、2. 令和8年国民健康保険税率について、(1)の令和8年度賦課総額の推計という表がありますが、従来の3区分の医療分・後期支援分・介護分の小計が639万4,824円不足しています。医療分については2,978万8,745円減少しているが、3つの区分の税率を変更しないと減少分が埋まらないということになります。639万4,824円の減少分については、説明文の5行目中ほどにあるとおり、税率改正を行わずに据え置き、不足分は基金から取り崩して埋め、税率は変えないという考えになります。そしてこの度新設された子ども支援金分という区分で、医療分の減少額2,978万8,745円を負担いただくことになり、以上の形で令和8年度の税率を考えております。

続いて3. 保険税課税限度額の改定案について経緯を説明します。(1)改定の影響について、医療分と後期支援分の課税限度額の医療分を令和7年の65万から1万上げて66万円、後期支援分が令和7年度の24万から2万上げて26万に変更する形で令和8年度恵庭市国保の限度額を改定したいと考えております。これにつきましては、従前より国の1年遅れで恵庭市国保に適用するという考えで行っておりますので、医療1万円、後期分2万円の上昇については、令和7年の3月31日に決定し1年遅れでの改定を考えております。(1)の表外※印にあるとおり、介護保険分は変更がなかったため限度額はそのまま考えております。来年度の話にはなりますが、国がどこかの区分を数万円上げるという動きになっておりますので、また来年度のこの時期にご提案することになると思います。

これまでの運営協議会のご意見としては、従前より1年遅れで改定を行っているが、タイムラグのない形で改定をというご意見をいただいておりますので、また来年度以降に検討していきたいと考えています。

そして(1)に世帯数も書いてあり、(2)改定により見込まれる増加額、(3)課税限度額(医療分)を超過する所得の目安に基づいて試算を行っているといった資料の作りになっております。

#### ○松島会長

ただいまの説明について、委員の皆様から何かございますか。

○根岸国保医療課課長

先ほど健診受診率について1件訂正させていただきます。令和6年度の受診率は32.8%であり、先ほど申し上げたよりも高い数値になります。

なお、令和5年度が30.2%、令和4年度が29.2%ということで徐々には上がってきていますが、前田会長代行からまだまだ低いというご指摘もありましたように健診受診率の向上を図るため、今年度からQ.U.Oカードの事業を始めたというところでございます。以上です

○松島会長

他に質疑ある方いらっしゃいますでしょうか。

○国保医療課管理担当主査

閉会後に旅費の請求ということで皆さんにご印鑑をいただきたいと思いますのでよろしくお願いいたします。距離によって対象になる方とならない方がいます。

○松島会長

他に質疑のある方いらっしゃいますでしょうか。なければ以上をもちまして本日の運営協議会を終了させていただきます。皆様、大変ありがとうございました。